

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス事業の運営状況について（資料 7） ・第 6 期愛知県介護給付適正化計画より抜粋（資料 8 - 1） ・介護給付適正化事業の計画について（資料 8 - 2）
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍聴者数	0 人
その他の事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
<p>1 委嘱状の交付</p> <p style="padding-left: 2em;">委嘱状の交付</p> <p style="padding-left: 2em;">副市長あいさつ</p> <p style="padding-left: 2em;">委員自己紹介</p> <p style="padding-left: 2em;">事務局自己紹介</p> <p>2 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">議題（1）について事務局からの説明をもとに進行</p> <p>議題（1）正副委員長の選出について</p> <p style="padding-left: 2em;">委員長に汲田 千賀子委員、副委員長に嶋 保委員を選出</p> <p style="padding-left: 2em;">委員長・副委員長あいさつ</p> <p style="padding-left: 2em;">議題（2）以降について委員長より進行</p> <p>議題（2）第 9 期岩倉市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の概要について</p> <p style="padding-left: 2em;">資料に基づいて事務局より説明</p> <p style="padding-left: 2em;">委員長：事務局より説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。</p> <p style="padding-left: 2em;">質疑なし</p> <p>議題（3）介護保険事業及び高齢者保健福祉事業の実施状況について</p> <p style="padding-left: 2em;">資料に基づいて事務局より説明（資料の訂正、総合事業事業費支払状況 3 高額介護サービス相当費 255→306 への変更含む）</p> <p style="padding-left: 2em;">委員長：事務局より説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。</p> <p style="padding-left: 2em;">委 員：緊急通報システムがどのようなになったのかも一度お願いします。</p> <p style="padding-left: 2em;">事務局：今年度から固定電話がなくても、自宅内なら携帯電話で短縮ボタンを押すことでコールセンター通報が対応可能になったということです。</p> <p style="padding-left: 2em;">委 員：生存確認は出来ますか。</p> <p style="padding-left: 2em;">事務局：定期的にコールセンターからの確認もしています。</p>	

委員：デジタルツールがあった方が訪問するよりは良いという方もいるというのは民生委員さんも言われているので、こういうので確認取れるのは良いと思います。

事務局：訪問まではいいという方もみえるので、そういうご利用も1つであると思っています。

委員：救命バトンはどこ分野ですか。

事務局：長寿福祉グループです。

委員：今日のこの資料には入らないのですか。

事務局：今日の説明資料にはないのですが、冷蔵庫の中に持病の内容、服薬情報、ご家族の情報等があり、本人さんのもしもの時に救急隊等が見て対応出来るようにしています。

委員：それで随分役に立ったという方もみえますが、その中の情報を見直ししたり、エンディングノートみたいな内容があっても良いのではないかとというのが周りで話があったので、少しここで話させてもらいました。

事務局：今後の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

委員：緊急通報システムの対象者がひとり暮らし高齢者等になっていると思いますが、片方が認知症、片方が病弱な夫婦の場合は、対象にならないのではないかと思います。そういった相談はどういった形ですればいいですか。

事務局：緊急通報システムの対象者は、ひとり暮らし高齢者の方だけではなくて、70歳以上で構成されている世帯等というのもありますので、状況に応じてご相談をいただければ、アセスメントをしながら必要な方にはこちらで判断させていただくこととなりますので、周りに必要な方がいらっしゃればご相談ください。

委員：家族の方が直接窓口に行かなければいけないのですか。

事務局：家族の方でなくてもご相談はお受けいたします。

委員：救命バトンの件でお聞きします。内容はバトンを渡したらそのままなのか、更新とかはあるのですか。病状とか服薬の状況も変わっていくと思います。ご家族の状況や連絡先も転居や転勤で変わってしまうかもしれません。都度更新が出来ているのかそのままなのか、高齢者自身では出来ないのそういったサポートはどうなっているのかと思いました。

事務局：ひとり暮らし認定をされていますと、民生委員さんが定期的に訪問したり、地域包括支援センターが訪問したりして、そういった時にフォローなどしています。

委員：バトンの中身まで書き換えていますかってなると民生委員さんも難しい気がします。個人情報のあるし負担も大きいと思います。

事務局：書き換えていますかと確認している程度かとは思いますが。

委員：自分の周りの方にも親族の方の転勤転居が多く書き換えてなかったから、書いてあったとしても結局誰にも連絡がつかなかったってことがあったりしましたし、服薬情報もアレルギーに関する事だったらどうなるのかなというのも思ったのでお話ししました。

委員：ケアマネジャーに促しはされていませんでしたか。うちのケアマネがそれで冷蔵庫開けてみたら入ってなくてとんでもないところから出てきたって報告が上がってきました。ケアマネジャーがついてる方に関しては、少しは気にしてもらっているのかなと思っ

ています。

委員：中身の更新まではどうかと思います。

委員：見せながらない方もやはりいらっしゃいます。

事務局：地域包括支援センターの方もフォローはされている方については本人さんも一緒にこれで大丈夫ですかという確認はしていたり、民生委員さんには年に1回年末年始に緊急連絡先の確認をお願いしているものですから、そういった時に併せて確認が出来ればと思います。

委員：それをバトンの中にちゃんと入れているかどうか1番気になるところです。

事務局：そういった更新をしているかという確認はどこかで必要であると思いますので、考えていきたいと思います。

委員：配食サービスについて、元気な人が1週間の内、2日くらいは手抜きしたいから配食サービスを利用することはできないでしょうか。

事務局：いろんな要件があるのですが、配食は食生活の改善もちろんですが、安否確認の要素があります。

委員：週2回くらい作ってもらっても良いと思います。

事務局：介護認定とかを受けていただくとケアマネジャーが必要だと思う方にはケアプランに位置付けた場合は、出来ます。

委員：そうなった場合はわかります。80歳も過ぎたら週2回くらい使えないのかというのを聞きたいです。

事務局：全てが対象外ではないですが、その世帯の状況をよく知っているケアマネジャーが必要と判断した時にケアプランに位置付けているのが実情です。

委員：状況によっては出来るかもしれないってことですね。ありがとうございます。

議題（4）自立支援・重度化防止の取組の進捗について

資料に基づいて事務局より説明

委員長：事務局より説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

質疑なし

議題（5）地域包括支援センターの事業報告等について

資料に基づいて事務局より説明

委員長：事務局より説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

委員：岩倉市認知症高齢者等見守り SOS ネットワーク事業への対応の件数は、岩倉市全体で8件ですか。

事務局：地域包括支援センターでも受付できることになっておりますので、地域包括支援センターでの実績になります。

委員：3ページの（2）の介護予防支援計画作成数（延べ）が高齢者人口に比べて件数が多くてすごい割合になりますが、延べということで毎月の方がいるので12で割ったら対

象者の件数になるということですか。

事務局：12で割ると1か月あたりの実数に近付きます。

委員：資料として、件数と人数が混在しているとちょっと驚く数字になってしまいますので、対象者数があって、1人当たりとかの方がわかりやすいかなと思います。高齢者人数に対して件数が多いなと思ってしまいました。

議題（6）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について

資料に基づいて事務局より説明

委員長：事務局より説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

委員：岩倉市は、今2つ地域包括支援センターがあって、今は3人3人となっている状況を、今後は状態に合わせて2人4人にしたりも出来るように変えていきますということで良いですか。

事務局：そのとおりです。

委員：今は中学校区域で2つになっていますが、今後、高齢者人口が増えたりしたら中学校は2つのままで、圏域を3つにしたりする考えはありますか。

事務局：高齢者人口も65歳以上という括りでは増えてきているわけではないと思います。支援が必要な方は増えてきているという点をご心配されていることと思いますが、地域包括支援センターの設置基準は、高齢者人口で設けられております。現状は、高齢者人口は増えていかないと考えておりまので、地域包括支援センターは2つと考えております。

委員：試算上は、3つになることはなさそうということですね。

事務局：当面はないと考えております。しかし、支援の必要な方は増えていきますので、2つの地域包括支援センターの中で職員の配置を考えていく、3職種置かなければいけないのですが、必ずしも3人でないといけないわけではありません。必要があれば1つのセンターに複数人数配置するというのも、支援が必要な方が増えれば、考えていかなければいけないと思っております。

議題（7）地域密着型サービス事業の運営状況等について

資料に基づいて事務局より説明（資料の訂正 8ページ中の実地指導→運営指導、（イ）文中6事業所→2事業所への変更含む）

委員長：事務局より説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

委員：ここに載っていないデイサービスは何か枠組みが違うのですか。

事務局：こちらは地域密着型サービスの運営状況を説明させていただいております。地域密着型通所介護は定員が18名以下となっており、それを超えるものは、愛知県が指定する広域型の通所介護となります。

委員長：通所介護は市外の方も利用できますが、地域密着型通所介護は、市内の方のみの利用となります。

事務局：この委員会で地域密着型サービスの運営状況を説明させていただいておりますのは、高齢者保健福祉計画等推進委員会が、地域密着型サービス運営協議会を兼ねているからになります。

議題（８）介護給付適正化計画について

資料に基づいて事務局より説明

委員長：事務局より説明がありましたが、ご質問等ありますでしょうか。

委員：第８期計画のケアプランチェックは、90件の目標で125件行なったということですよね。

事務局：そのとおりです。

委員：県は何件目標と言っているのですか。

事務局：県の目標は、項目ごとにこの項目は必ずチェックしてくださいというものになりますので、何件というのではないです。資料８－１の抽出事業所には、一人ケアマネの事業所は、計画期間（３か年）に100%チェックするという目標となっています。その下の加算事業所や減算事業所も同様です。岩倉市は３年で全事業所を回る計画なので、県の目標は、達成できる見込みです。

委員：３年で100%なので毎年ではないということですね。ありがとうございます。

委員長：介護給付適正化計画については承認事項となります。承認してくださる方は挙手にてお願いします。

（挙手全員）

ご承認ありがとうございます。

議題（９）その他

今年度の今後の予定について連絡

事務局：今年度は３回の開催を予定しています。次回は10月の予定です。委員長と日程を調整し、改めて通知します。